

平成 22 年 3 月 3 日
株式会社 七十七銀行

電子記録債権を活用した与信業務の取扱開始について

株式会社七十七銀行（頭取 鎌田 宏）は、お客様の多様化するニーズにお応えするため、三菱東京UFJ銀行の100%出資子会社である日本電子債権機構株式会社（以下「JEMCO」）との提携により、電子記録債権を活用した与信業務の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

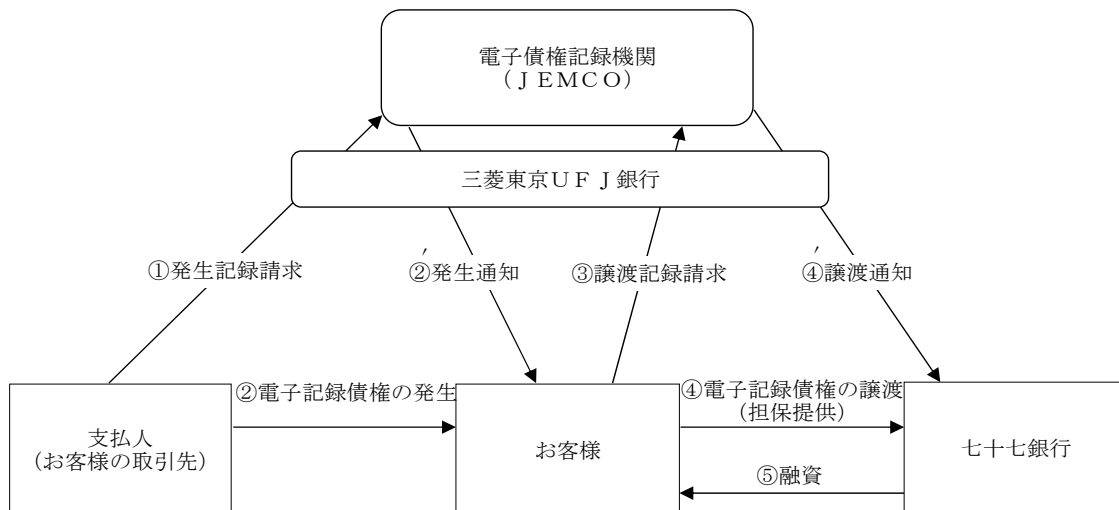
記

1. 電子記録債権とは

電子記録債権とは、中小企業の資金調達の円滑化を図るために創設された新たな金銭債権です。その発生や譲渡について、インターネットやFAXにて簡便に行うことが可能であり、今後は手形や売掛債権に代わる新たな決済手段として、利用されることが見込まれております。なお、JEMCOでは平成21年8月より、電子記録債権の取扱を開始しております。

2. スキーム図

お客さまは、JEMCOが取り扱う電子記録債権を取引先企業より受け取り、それを当行に譲渡（担保提供）することで、資金調達を行うことが可能です。



3. 取扱開始日

平成22年4月1日（木）

以上